

船橋市木造住宅耐震改修助成事業要綱

平成20年3月27日

住第803号

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を助成することにより、市民の住宅の安全性に対する意識の啓発を図り、地震に強いまちづくりを進め、もって市民の生命及び財産の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造一戸建ての住宅又は併用住宅をいう。
- (2) 併用住宅 事務所、店舗その他これらに類する用途（所有者が自ら経営しているものに限る。）を兼ねる住宅であつて、専ら人の居住の用に供する部分の床面積の合計が当該住宅の延べ面積の2分の1以上のものをいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断で、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき行うことをいう。
- (4) 耐震診断者 一般社団法人千葉県建築士会船橋支部又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会船橋支部のいずれかに所属している建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項、第3項及び第4項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。以下同じ。）であつて、千葉県が主催する木造住宅の既存建築物耐震診断・改修講習会又は耐震診断資格者講習（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習、又は当該登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習をいう。以下同じ。）を修了した者をいう。
- (5) 耐震改修 法第2条第2項に規定する耐震改修で、耐震診断の結果に基づき行うことをいう。
- (6) 設計者 建築士法第2条第6項に規定する設計を行う耐震診断者をいう。

- (7) 工事監理者 建築士法第2条第8項に規定する工事監理を行う耐震診断者をいう。
- (8) 施工者 耐震改修の工事を行う者で、次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。
- ア 市内に本店、支店又は営業所等を開設し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者であること。
- イ 次の①又は②のいずれかに該当する者であること。ただし、当該工事の請負代金の額が500万円未満である場合に限る。
- ① 市内に本店、支店又は営業所等を開設している者であること。
- ② 市内に居住する者で、次のaからcまでのいずれかの要件を満たす者であること。
- a 高等学校又は大学において、建築学又は都市工学に係る学科を修め、建築工事に関する実務経験を、高等学校卒業後5年以上又は大学卒業後3年以上有する者であること。
- b 建築工事に関する実務経験を10年以上有する者であること。
- c 建築士又は建設業法第27条に基づく建築施工管理技士の資格を有する者であること。
- ウ 助成を受けようとする木造住宅の建設工事を行った者であること。
- (9) 助成事業 船橋市木造住宅耐震改修費助成金（以下「助成金」という。）の対象となる耐震改修に係る事業をいう。

(助成対象の要件)

第3条 助成の対象となる木造住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 船橋市内に所在していること。
- (2) 平成12年5月31日以前に建築工事に着手したものであること。
- (3) 地上階数が2以下であること。
- (4) 在来軸組工法により建築したものであること。
- (5) 耐震診断者が行った耐震診断の結果、耐震改修前の上部構造評点が1.0未満であって、耐震改修後の上部構造評点が1.0以上となるものであること。
- (6) 助成事業について、過去に本要綱若しくは他の要綱に基づく助成金又は船橋市木造住宅補強改造資金貸付事業による貸付金の交付を受けたことがないこと。
- 2 助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

ただし、第2号に掲げる要件にあつては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 助成対象住宅の所有者で、当該住宅に居住している者であること。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 所有者が複数いる場合は、耐震改修の実施について所有者全員の同意を得られた者であること。
- (4) 助成事業について、過去に本要綱若しくは他の要綱に基づく助成金又は船橋市木造住宅補強改造資金貸付事業による貸付金の交付を受けたことがない者であること。

(助成金の額)

第4条 市長は、予算の範囲内において、前条に規定する木造住宅の所有者に対し、当該木造住宅（居住の用に供する部分に限る。）の耐震改修に要する費用の一部について助成金を交付するものとする。

2 前項に規定する助成金の額は、次に掲げる額の総額とする。

- (1) 耐震改修の工事及び工事監理に要する費用（以下「助成対象費用」という。）に3分の1を乗じ、千円未満の端数を切り捨てて得た額（「助成基本額」という。）、又は70万円のいずれか低い額。
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。

3 助成金の交付に当たっては、前項に規定する助成金の額からあらかじめ同項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(交付申請)

第5条 耐震改修に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修の工事及び工事監理に係る契約を締結する前に、船橋市木造住宅耐震改修助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要があると認める場合は、第2号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 申請者の住民票
- (2) 市税を滞納していないことを証する書類
- (3) 助成対象住宅の登記事項証明書
- (4) 助成対象住宅に係る耐震改修前及び耐震改修後の耐震診断結果報告書
- (5) 助成対象住宅の耐震改修設計図（平面図、施工詳細図、部材詳細書類等の耐震改修の内容が分かる書類）

- (6) 耐震改修の工事及び工事監理にそれぞれ要する費用に係る見積書又はその写し
- (7) 施工者が第2条第8号に該当する者であることを証する書類の写し
- (8) 耐震改修の設計者及び工事監理者が、それぞれ千葉県が主催する木造住宅の既存建築物耐震診断・改修講習会又は耐震診断資格者講習を修了したことを証する書類の写し
- (9) 所有者が複数いる助成対象住宅である場合は、耐震改修の実施について所有者全員の同意を得たことを証する書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めるときは助成金の交付決定を、不適正と認めるときは助成金の不交付決定をするものとする。

- (1) この要綱及び予算に違反していないか。
- (2) 目的及び内容が適正であるか。
- (3) 金額の算定に誤りがないか。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

(交付条件)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該助成金の交付について次の各号に掲げる条件を附すことができる。

- (1) 助成事業の内容の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 交付決定の日から90日以内に助成事業を完了し、かつ、関係書類を添えて、速やかに市長に報告すること。
- (5) 船橋市木造住宅耐震改修助成事業要綱を遵守すること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を船橋市木造住宅耐震改修助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、助成金の不交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその理由を船橋市木造住宅耐震改修助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成事業の遂行)

第10条 第6条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって速やかに助成事業を行わなければならない。助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 助成事業者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(計画変更等の承認)

第12条 助成事業者は、助成事業の計画を変更しようとするとき又は助成事業を中止しようとするときは、速やかに船橋市木造住宅耐震改修助成事業計画変更・中止承認申請書（第4号様式）により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を船橋市木造住宅耐震改修助成事業計画変更・中止承認通知書（第5号様式）により助成事業者に通知する。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したときはその完了した日から20日以内の日又は助成金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか先に到来する日までに、船橋市木造住宅耐震改修助成事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 助成対象住宅の耐震改修を行う部位ごとに、工事着手前、施工中及び完了後の状況が確認できる写真
- (2) 工事監理報告書の写し
- (3) 耐震改修の工事及び工事監理に係る契約書の写し
- (4) 耐震改修の工事及び工事監理にそれぞれ要した費用に係る領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(検査)

第14条 市長は、耐震改修に係る工事の内容を確認するため必要があるときは、助成対象住宅及びその土地に立ち入って検査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による検査（以下「検査」という。）を行う場合において、設計者、工事監理者及び施工者の立会いを求めることができる。
- 3 助成事業者、設計者、工事監理者及び施工者は、検査に協力しなければならない。
- 4 市長は、検査の結果、耐震改修に係る工事の内容が耐震改修の設計又は助成事業の計画と異なると認めるときは、助成事業者、工事監理者及び施工者に、当該工事の改善を指示することができる。
- 5 市長は、前項の規定による指示を行った場合において、再度検査を行うことができる。

(助成金額の確定等)

第15条 市長は、第13条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を船橋市木造住宅耐震改修助成金確定通知書（第7号様式）により、当該助成事業者に通知する。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当

該助成事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

- 2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(交付時期)

第17条 助成金は、第15条の規定により確定した額を助成事業が完了した後において交付する。

- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、船橋市木造住宅耐震改修費助成金交付請求書（第8号様式）により市長に請求しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、支出を適当と認めるときは、当該助成事業者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第18条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消し、その旨を船橋市木造住宅耐震改修費助成金交付決定取消通知書（第9号様式）により当該助成事業者に通知する。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- 2 市長は、助成事業者が前条第3項の規定により助成金の交付を受けた後に前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該助成金の全部又は一部の返還を船橋市木造住宅耐震改修費助成金返還命令書(第10号様式)により命ずるものとする。

(理由の提示)

第19条 市長は、助成金の交付決定の取消し又は助成事業の是正のための措置の命令をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(関係書類の整備)

第20条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しておかなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月7日住第947号)

この要綱は、平成21年1月7日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日住第1281号)

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則 (平成22年2月22日公建第270号)

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日公建第181号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月5日公建第179号)

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成23年1月5日から施行する。

(緊急支援事業に対する特例措置)

第2条 市長が第6条の規定に基づき施行日から平成23年3月31日までにする助成金の交付決定において、第4条第3項第1号の規定は、次のとおり読み替えるものとする。

「助成対象費用に3分の1を乗じて得た額に30万円を加えた額（助成対象費用が45万円未満のときは、助成対象費用の額。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、その額が80万円を超えるときは、80万円。」

附 則 (平成24年3月30日公建第501号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月9日公建第152号)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日公建第323号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日建指第1835号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日建指第1816号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月30日建指第123号）

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則（令和3年3月25日建指第1607号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。